

【改正内容(令和3年4月1日から)】

	種目	障害及び程度	対象年齢 (原則)	基準額(円)	
改正前	<p>★人工喉頭 (埋込式)</p> <p>※笛式, 電動式, 埋込式の併給は原則不可。ただし, 笛式, 電動式の給付後にシャント形成を行い埋込式の人工喉頭を常時使用するようになった場合は, 耐用年数内であっても, 人工喉頭埋込式の給付を可とする。</p>	<p>音声機能若しくは言語機能障害者で, 喉頭摘出を しており, 常時人工喉頭を 使用する者</p>	<p>年齢制限 なし</p>	<p>23,760(月額)</p>	<p>声帯の代わりとなり, 発声が可能となる機 器であり, 障害者が容 易に使用し得るもの。 価格は, 人工鼻カセット, カセットを取り付ける シール等人工鼻装着 のために必要な用品 を含む月額である こと</p>
改正後	<p>★人工喉頭 (埋込式)付属品</p> <p>※笛式, 電動式, 埋込式付属品の併給は原則不可。ただし, 笛式, 電動式の給付後にシャント形成を行い埋込式の人工喉頭を常時使用するようになった場合は, 耐用年数内であっても, 人工喉頭埋込式付属品の給付を可とする。</p>			<p>5,000(月額)</p>	<p>人工喉頭(埋込式) (声帯の代わりとな り, 発声が可能となる 機器)を使用する際に 必要な専用の被膜 材、接着剤、剥離剤 等の付属品(医療保 険の対象となるものを 除く)</p>